

第5期

定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日～2019年3月31日

開催日時

2019年6月21日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時15分)

開催場所

東京都江東区豊洲2-2-18
豊洲シビックセンター5階
豊洲文化センター シビックセンターホール

※末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、**2019年6月20日(木曜日)午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



OSJBホールディングス株式会社

証券コード 5912

CONTENTS

第5期定時株主総会招集ご通知	01
議決権行使のご案内	03
株主総会参考書類	05
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

(添付書類)

事業報告	19
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

(証券コード 5912)
2019年6月5日

株 主 各 位



東京都江東区豊洲五丁目6番52号

OSJBホールディングス株式会社

代表取締役社長 大野 達也

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都江東区豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター 5階
豊洲文化センター シビックセンターホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト(<https://www.osjb.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

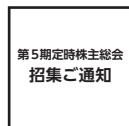
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.osjb.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

■当日ご出席の株主様



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第5期 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2019年6月21日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時15分）

■当日ご出席いただけない株主様

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2019年6月20日（木曜日） 午後5時30分必着

インターネットによる 議決権の行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください



行使期限 2019年6月20日（木曜日） 午後5時30分まで

■インターネットによる議決権行使のお手続きについて

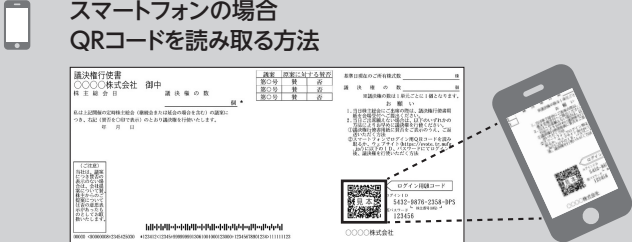
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2019年6月20日(木)

午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



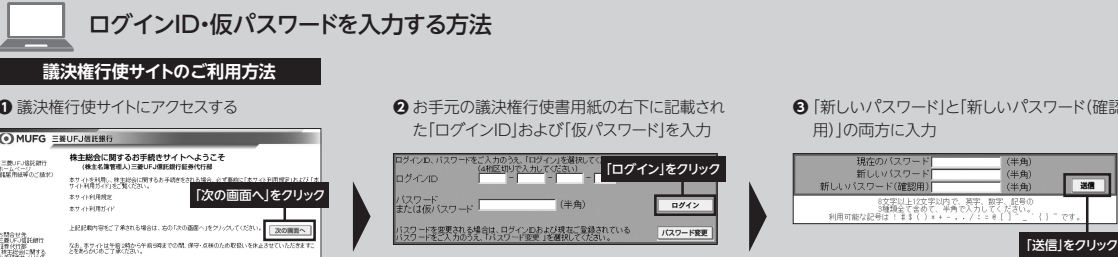
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
二回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。

議決権行使書副票(右側)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

- 議決権行使サイトにアクセスする
- お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営における最重要課題のひとつと考え、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金8円

配当総額 金956,332,864円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ご参考：取締役候補者一覧

候補者番号	氏名(年齢)		当社における地位・担当	取締役会／出席回数 (在任年数)
1	おの 大野 たつや 達也 (満60歳)	再任	代表取締役社長	100% (16/16回) 在任年数：2年
2	はしもと 橋本 ゆきひこ 幸彦 (満57歳)	再任	取締役 内部統制担当 経営企画担当 総務担当	100% (16/16回) 在任年数：4年
3	さかした 坂下 きよのぶ 清信 (満60歳)	再任	取締役	100% (16/16回) 在任年数：13年
4	しょうじ 正司 あきお 明夫 (満56歳)	新任		
5	あそづ 遊津 かずや 一八 (満61歳)	新任		
6	すみえ 住江 きよし 清 (満68歳)	再任 社外 独立	取締役	100% (16/16回) 在任年数：5年
7	かとう 加藤 ひであき 英明 (満66歳)	再任 社外 独立	取締役	93% (15/16回) 在任年数：2年
8	すだに 酢谷 ゆうこ 裕子 (満37歳) (戸籍上の氏名：田村 裕子)	新任 社外 独立		



候補者番号

1

おの の たつ や
大野達也

(1958年11月28日生)

再任

所有する株式の数

19,067株

取締役就任期間

2年

取締役会出席回数

16/16回
(100%)

■ **略歴、地位、担当、重要な兼職の状況**

- 1983年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）
入社
- 2010年 2月 同社取締役常務執行役員施工・技術本部長
- 2012年 6月 当社取締役
- 2015年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役専務執行役員
施工・技術本部長
- 2016年 4月 同社取締役専務執行役員
土木本部長
- 2017年 4月 同社代表取締役社長
現在に至る
- 2017年 6月 当社代表取締役社長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

オリエンタル白石株式会社代表取締役社長

■ **取締役候補者とする理由**

大野達也氏は、オリエンタル白石株式会社の取締役専務執行役員土木本部長を経て、2017年からは同社及び当社の代表取締役に就任いたしております。長年の業務経験によって得られたコンクリート構造物における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

はし もと ゆき ひこ
橋 本 幸 彦

(1962年3月4日生)

再任

所有する株式の数

16,206株

取締役就任期間

4年

取締役会出席回数

16/16回
(100%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
- 2007年 4月 同行（中国）市場業務部長
- 2009年10月 同行市場営業部証券営業室長
- 2011年 6月 同行市場営業部長
- 2014年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
経営企画担当
- 2015年 6月 当社取締役
経営企画担当
- 2016年 6月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当
- 2017年 4月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
経営企画担当 安全・品質・環境担当
- 2018年 4月 同社取締役執行役員
管理本部長兼経営企画担当 安全・品質・環境担当
現在に至る
- 2018年 4月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当 総務担当
現在に至る

（重要な兼職の状況）

オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長兼経営企画担当 安全・品質・環境担当

■ 取締役候補者とする理由

橋本幸彦氏は、株式会社三菱UFJ銀行での業務経験を経て、2014年よりオリエンタル白石株式会社の取締役及び2015年より当社の取締役に就任いたしております。
長年の銀行業務により得られた金融に関する専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

さか した きよ のぶ
坂 下 清 信 (1958年9月11日生)

再任

所有する株式の数

18,888株

取締役就任期間

13年

取締役会出席回数

16/16回
(100%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1982年 4月 日本橋梁株式会社（現O S J Bホールディングス株式会社）入社
2003年 1月 当社管理本部社長室長
2006年 6月 当社取締役
管理本部長 監査室担当兼監査室長 管理本部管理部長
2009年 7月 当社取締役常務執行役員
企画管理本部長兼東京本社担当
2011年 6月 当社代表取締役社長
監査室長
2012年 3月 オリエンタル白石株式会社取締役
2012年 6月 当社代表取締役副社長
監査室長
2014年 4月 日本橋梁株式会社代表取締役社長
現在に至る
2014年 6月 当社取締役
内部統制担当
2015年 3月 株式会社トーア紡コーポレーション取締役
現在に至る
2016年 6月 当社取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）

日本橋梁株式会社代表取締役社長
株式会社トーア紡コーポレーション取締役

■ 取締役候補者とする理由

坂下清信氏は、2006年より当社の取締役に就任以降、日本橋梁株式会社の代表取締役、オリエンタル白石株式会社の取締役を歴任されております。

長年の業務経験によって得られた鋼構造物部門における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

しょう

じ

あき

お

正 司 明 夫 (1962年11月2日生)

新任

所有する株式の数

7,699株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1985年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
- 2010年 1月 同社施工・技術本部技術部長
- 2010年 3月 同社執行役員施工・技術本部技術部長
- 2015年 6月 同社常務執行役員施工・技術本部技術部長
- 2016年 4月 同社常務執行役員土木本部技術部長
- 2017年 4月 同社常務執行役員技術本部長
- 2017年 6月 同社取締役常務執行役員技術本部長
- 2019年 4月 同社取締役常務執行役員技術本部長兼情報システム担当
現在に至る

（重要な兼職の状況）

オリエンタル白石株式会社取締役常務執行役員技術本部長兼情報システム担当

■ 取締役候補者とする理由

正司明夫氏は、オリエンタル白石株式会社の技術本部技術部長、技術本部長の経験を経て、2017年より同社の取締役に就任いたしております。

長年の業務経験により得られた設計、技術部門における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として新たに選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

あそ
遊

づ
津

かず
一

や
八

(1958年3月21日生)

新任

所有する株式の数

16,238株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1978年 4月 白石基礎工事株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
2011年 7月 同社施工・技術本部工事部長
2014年 6月 同社執行役員施工・技術本部工事部長
2015年 4月 同社執行役員福岡支店長
2017年 4月 同社執行役員土木事業本部長
2017年 6月 同社取締役執行役員土木事業本部長
2018年 2月 同社取締役執行役員土木事業本部長兼建築担当
現在に至る

（重要な兼職の状況）

オリエンタル白石株式会社取締役執行役員土木事業本部長兼建築担当

■ 取締役候補者とする理由

遊津一八氏は、オリエンタル白石株式会社の福岡支店長、土木事業本部長の経験を経て、2017年より同社の取締役に就任いたしております。

長年の経験により得られた技術、施工部門における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として新たに選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

すみえ
住江きよし
清

(1951年6月19日生)

再任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

5年

取締役会出席回数

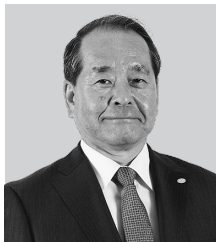
16/16回
(100%)

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1974年 4月 神鋼鋼線工業株式会社入社
 2001年 4月 同社鋼線事業部P C営業部長
 2005年 6月 同社取締役
 鋼線事業部副事業部長兼鋼線事業部P C営業部長
 並びにエンジニアリング事業部の営業の担当
 2006年 4月 同社取締役
 P C鋼線事業部長兼P C鋼線事業部営業部長
 2008年 6月 同社常務取締役
 P C鋼線事業部長兼P C事業部営業部長並びに東京支店長
 2009年 4月 同社常務取締役
 P C鋼線事業部長並びに東京支店長
 2014年 4月 同社常務取締役
 社長付
 2014年 6月 同社顧問
 2014年 6月 当社取締役
 現在に至る

■ 社外取締役候補者とする理由

住江清氏は、長年にわたり神鋼鋼線工業株式会社の取締役を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただいております。今後も引き続き当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

7

かとう ひで あき
加藤 英明

(1953年4月27日生)

再任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

2年

取締役会出席回数15/16回
(93%)**■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況**

1976年 4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社
2000年 7月 同社合成樹脂部長
2001年 5月 日商岩井プラスチック株式会社（現双日プラネット株式会社）取締役
2005年 4月 双日タイ会社 社長兼バンコク支店長
2007年 4月 双日株式会社合成樹脂本部長
2007年 4月 双日プラネット株式会社代表取締役社長
2009年 4月 双日株式会社執行役員 機能素材本部長
2009年 4月 双日プラネット株式会社取締役
2012年 4月 双日株式会社常務執行役員 生活産業部門長
2012年 4月 ヤマザキナビスコ株式会社（現ヤマザキビスケット株式会社）取締役
2012年 7月 株式会社JALUX取締役
2013年10月 双日株式会社常務執行役員
コンシューマーサービス・開発建設本部長
2014年 4月 同社常務執行役員 アジア・大洋州総支配人
2014年 4月 双日アジア会社 社長兼プノンペン出張所長兼シンガポール支店長
2017年 4月 双日プラネット株式会社取締役会長
2017年 6月 当社取締役
現在に至る
2019年 4月 双日プラネット株式会社顧問
現在に至る

(重要な兼職の状況)

双日プラネット株式会社顧問

■ 社外取締役候補者とする理由

加藤英明氏は、双日株式会社の常務執行役員及び双日プラネット株式会社の取締役会長等を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営に関し適切な意見をいただいております。社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

8

す だに ゆう こ
酢 谷 裕 子

(戸籍上の氏名：田村裕子) (1982年4月16日生)

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

2007年 9月 弁護士登録

虎ノ門法律経済事務所入所

2013年 1月 銀座PLUS総合法律事務所パートナー弁護士

現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 社外取締役候補者とする理由

酢谷裕子氏は、法律の専門家としての豊富な経験と専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の強化及び経営の監督等に十分な役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 住江清氏、加藤英明氏及び酢谷裕子氏の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、住江清氏、加藤英明氏及び酢谷裕子氏の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者である住江清氏、加藤英明氏の各氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第24条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、酢谷裕子氏が原案どおり社外取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】

独立社外取締役の独立性の基準

当社の独立社外取締役の独立性の基準は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に下記の基準を加えたものとしており、いずれの項目にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断しています。

- ①当社グループの出身者およびその家族
- ②過去3事業年度のいずれかの事業年度において、借入額が連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- ③当社の10%以上の議決権を有する大株主およびその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のいずれかの事業年度において、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

以 上

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみでしたが、本議案は、当社取締役（以下のとおり社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2015年6月26日開催の第1期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額200百万円（うち社外取締役については年額60百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
② 対象期間	2020年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金50百万円

④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり46,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役へ交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金50百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金10百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり46,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

添付書類

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外景気の緩やかな回復を背景に、輸出、生産は足もとでは弱含み・横ばい傾向ではあるものの、総じて拡大基調が続いております。また、高い水準を維持する企業収益や業況感を背景とした好調な設備投資とともに、個人消費も雇用・所得環境の着実な改善のもと増加基調にあり、景気は全体として緩やかに回復しております。

公共投資につきましては、国の2018年度一般会計予算において、約1.6兆円の補正予算が講じられるなどの状況により、前年度を上回る公共事業関係費となっており、当連結会計年度における公共工事請負金額も対前年比増と高水準で推移していることから、公共投資は総じて底堅く推移しております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、建設事業において前連結会計年度を上回る受注獲得により、611億1千2百万円（前年同期比18.0%増）となりました。

当連結会計年度の主要な受注は、以下のとおりであります。

(建設事業)

・ニューマチックケーソン工事

岩手県「一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋下部工（その2）工事」

・コンクリートの新設橋梁工事

西日本高速道路株式会社「徳島自動車道 長峰高架橋他3橋（PC上部工）工事」

・橋梁の補修補強工事

中日本高速道路株式会社

「北陸自動車道（特定更新等）富山IC～立山IC間床版取替工事（その1）」

・一般土木工事

中日本高速道路株式会社「東海北陸自動車道 上原橋（上・下部工）工事」

(鋼構造物事業)

・鋼構造の新設橋梁工事

国土交通省中部地方整備局「平成30年度 名二環春田4高架橋鋼上部工事」

・橋梁の補修補強工事

東日本高速道路株式会社「道央自動車道 メップ川橋応急復旧工事」

売上につきましては、建設事業の一部大型工事の着工の遅れがあったものの、総じて工程の遅れもなく順調に推移し、売上高は503億5千2百万円（前年同期比1.6%増）となり、また大規模更新事業等の工事の発注規模の大型化、長期化等から受注残高は、659億1千1百万円（前年同期比19.5%増）となりました。

損益面では、売上総利益は81億3千5百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は41億1千8百万円（前年同期比28.2%増）、経常利益は41億8千1百万円（前年同期比26.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は32億2千6百万円（前年同期比51.5%増）となりました。

売上高	503億5千2百万円	営業利益	41億1千8百万円
経常利益	41億8千1百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	32億2千6百万円

■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

〔建設事業〕	プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、 ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、耐震補強 建築工事の設計・施工、建設工事用資材の販売
〔鋼構造物事業〕	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等工事
〔その他〕	太陽光発電による売電事業

当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	49,441	55,271	44,703	60,009
鋼構造物事業	5,709	5,765	5,572	5,902
その他	—	76	76	—
合計	55,151	61,112	50,352	65,911

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は11億8千8百万円であり、その主なものは、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達のため、取引銀行5行との間でシンジケーション方

式による総額45億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の公共投資市場は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連する事業、リニア中央新幹線や整備新幹線といったインフラ整備プロジェクトに加え、地震や津波、ゲリラ豪雨対策などの防災・減災事業が見込まれるとともに、全国的高速道路の大規模更新事業も本格的な展開が始まっており、当面の建設需要は底堅く推移する見通しであります。しかしながら、建設業においては、生産性の向上、担い手の確保、働き方改革への対応やガバナンスの強化といった課題も山積している状況にあります。

当社グループでは、中長期的な企業価値の増大を目指すべく2017年5月に「中期経営計画（2017-2019）～『らしさ』で築きあげる安定と成長～」を策定しスタートさせました。中期経営計画の最終年度となる第6期におきましても、計画達成に向けグループ一丸となって取り組み、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

なお、当社グループでは、事業と組織を成長かつ安定させていくため、“働き方改革”“生産性の向上”“人材の育成”の3つの課題に対する検討を進めております。

【中期経営計画の基本方針】

- ・ 独自技術の強化と適用範囲の拡大を通じ、橋梁の上下部工・ニューマチックケーソン・プレストレストコンクリート建築・維持補修工を主軸として、長期安定収益の確保を図る。
- ・ 事業の成長・拡大に向けた新たな事業・投資戦略等に対する適切なリスクマネジメントや内部統制の強化等を実施し、攻めと守りのバランスのとれたガバナンスを通じ持続的企業価値の向上を図る。

【中期経営計画の骨子】

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 新規・新領域事業への進出
- ③ 研究開発の強化と戦略的投資

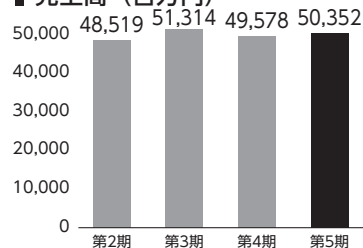
【中期経営計画における経営指標目標（2020年3月期）】

売上高	: 550億円
経常利益	: 35億円（経常利益率6.3%）
親会社株主に帰属する当期純利益	: 25億円
自己資本当期純利益率（ROE）	: 10%程度
配当性向	: 30%程度
総還元性向	: 40%程度

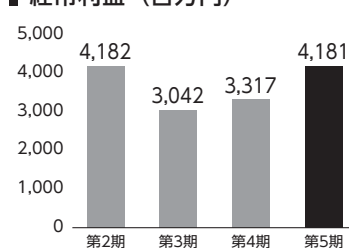
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 2015年度	第3期 2016年度	第4期 2017年度	第5期 2018年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	45,271	64,133	51,786	61,112
売 上 高 (百万円)	48,519	51,314	49,578	50,352
経 常 利 益 (百万円)	4,182	3,042	3,317	4,181
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,350	2,663	2,130	3,226
1株当たり当期純利益 (円)	27.40	22.21	17.81	26.99
総 資 産 (百万円)	39,924	42,597	43,856	46,674
純 資 産 (百万円)	22,047	23,739	25,248	27,799

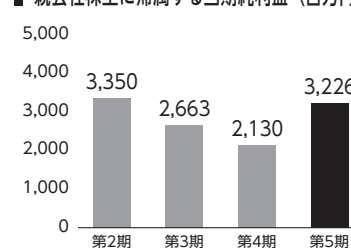
■ 売上高 (百万円)



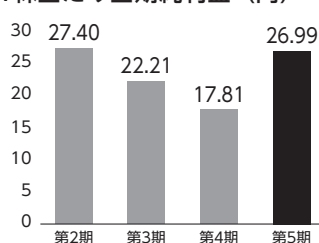
■ 経常利益 (百万円)



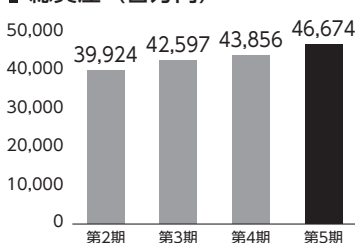
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



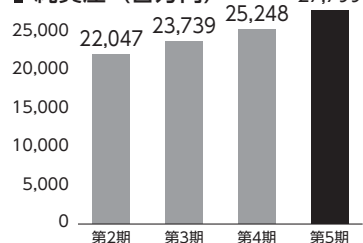
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
オリエンタル白石株式会社	500百万円	100.0%	プレストレストコンクリート、ニューマチックケーソン、補修補強等の建設工事
日本橋梁株式会社	40百万円	100.0%	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等の建設工事
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0% (100.0%)	建設工事、工事機材の運搬

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
オリエンタル白石株式会社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	4,882百万円	9,553百万円

(7) 主要な営業拠点及び工場

当	社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オリエンタル白石株式会社		本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
		支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
		営業支店	名古屋、広島、四国(徳島県)、沖縄
		営業所	北海道、岩手、福島、新潟、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、島根、鳥取、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
		工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
日本橋梁株式会社		本社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番1号
		支店	東京
		事業所	神戸(兵庫県)
		営業所	仙台、群馬、名古屋、大阪、広島、九州(福岡県)
		工場	播磨工場(兵庫県)、尾道工場(広島県)
株式会社タイコー技建		本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
840名	15名増	46.4歳	19.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	714百万円
株式会社三菱UFJ銀行	643百万円

(10) 重要な後発事象

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

138,809,400株

(2) 発行済株式の総数

119,541,608株 (自己株式 2,971,783株を除く。)

(3) 株 主 数

19,869名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,842 千株	21.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,266	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,936	1.61
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,583	1.32
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,525	1.27
J P MORGAN CHASE BANK 385151	1,472	1.23
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,304	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	1,282	1.07
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,279	1.06
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1,245	1.04

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	大野 達也		オリエンタル白石株式会社 代表取締役社長
取締役	橋本 幸彦	内部統制担当 経営企画担当 総務担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社 代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション 取締役
取締役	竹田 雅明	経理財務室長 コンプライアンス担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	住江 清		－
取締役	大即 信明		国立大学法人東京工業大学 教育・国際連携本部 特任教授
取締役	加藤 英明		双日プラネット株式会社 取締役会長
監査役（常勤）	久米 清忠		オリエンタル白石株式会社 監査役
監査役（非常勤）	平井 利明		弁護士
監査役（非常勤）	桃崎 有治		桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 取締役（監査等委員）
監査役（非常勤）	小林 弘幸		オリエンタル白石株式会社 監査役

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
 2. 高井繁氏は、2018年6月27日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 3. 2019年4月1日付をもって次のとおり異動がありました。

氏 名	重要な兼職の状況	
	異 動 前	異 動 後
加藤 英明	双日プラネット株式会社 取締役会長	双日プラネット株式会社 顧問

4. 取締役住江清氏、大即信明氏及び加藤英明氏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 5. 監査役平井利明氏、桃崎有治氏及び小林弘幸氏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 6. 取締役住江清氏、大即信明氏、加藤英明氏、監査役平井利明氏及び桃崎有治氏の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 7. 監査役桃崎有治氏は、公認会計士としての資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	28百万円	(うち社外取締役3名	18百万円)
監査役	4名	17百万円	(うち社外監査役3名	10百万円)

② 社外役員が当社の子会社から当事業年度において受けた報酬等の総額

社外監査役2名 1百万円

(注) 上記の取締役の支給人員には、2018年6月27日開催の第4期定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

(a) 社外取締役 住江清氏

当事業年度に開催の取締役会16回全てに出席し、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定について適切で様々な意見を適宜行っております。

(b) 社外取締役 大即信明氏

国立大学法人東京工業大学と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、大学教授としての専門的経験と知見から、経営上有用な指摘、意見を適宜行っております。

(c) 社外取締役 加藤英明氏

重要な兼職先であります双日プラネット株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

(d) 社外監査役 平井利明氏

1991年4月に弁護士登録をしております。

当事業年度に開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・改善について発言を行っております。

(e) 社外監査役 桃崎有治氏

重要な兼職先であります桃崎有治公認会計士事務所及び高島株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行っております。

(f) 社外監査役 小林弘幸氏

重要な兼職先でありますオリエンタル白石株式会社は、当社の子会社であります。

当事業年度に開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定について、必要に応じ、適切で様々な助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する新会計基準」適用のための対応支援業務を委託し対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

(6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

〈目的〉

○SJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行ってまいります。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。

- ④ コンプライアンスに関する規程として、「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともに、コンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
 - ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに適切に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「グループリスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスクの管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
 - ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、連結ベースの中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全体の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
 - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「グループリスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会に報告する。
 - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
 - ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役会と協議を行うこととする。
 - ② 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
 - ② 「内部通報制度運用規程」において、監査役はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また、監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
 - ③ 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査役会規程」において、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
 - ② 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、コンプライアンス室を設置し、当社、グループ各社宛「コンプライアンス便り」を配信、定期的なミニテストの実施、「コンプライアンスハンドブック」の配布等法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。

(2) リスク管理に関する取組

「グループリスク管理規程」に基づき、本年度はグループリスク管理委員会を2回（8月、3月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役に報告しております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、グループ経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計16回開催し、グループ経営会議は17回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やグループリスク管理委員会を通じ、子会社の不正再発防止対応を含む執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は35拠点、82部署で実施し、監査結果についてグループ経営会議にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

(5) 監査役監査に関する取組

- ① 当社の監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人並びに当社及び子会社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。
- ② 「内部通報制度運用規程」において通報者に対する解雇等、不利益な取り扱いの禁止を定め、社内イントラネット上に通報制度の利用案内や、定期的なコンプライアンス情報の発信を通じグループ内での周知を図っております。また社外受付窓口として弁護士の受付体制を設け、通報者が本制度を利用しやすい環境づくりを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当期業績等を総合的に勘案した結果、当期の配当金につきましては、普通配当につきまして1株あたり8円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、剰余金配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会で決定することとしております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	35,442	流動負債	14,542
現金及び預金	12,715	支払手形・工事未払金	8,525
受取手形・完成工事未収入金	20,099	1年内償還予定の社債	50
未成工事支出金	440	1年内返済予定の長期借入金	285
材料貯蔵品	148	未払金	581
立替金	1,461	未払法人税等	132
未収還付法人税等	160	未成工事受入金	1,565
その他	418	前受金	717
貸倒引当金	△2	預り金	1,495
		工事損失引当金	200
固定資産	11,232	完成工事補償引当金	84
有形固定資産	7,510	工場再編損失引当金	42
建物及び構築物	865	その他	860
機械及び装置	2,252	固定負債	4,333
土地	4,072	長期借入金	1,071
建設仮勘定	138	退職給付に係る負債	3,261
その他	180	負債合計	18,875
無形固定資産	369		
その他	369	〔純資産の部〕	
投資その他の資産	3,352	株主資本	27,901
投資有価証券	2,307	資本金	1,000
破産更生債権等	640	資本剰余金	453
繰延税金資産	779	利益剰余金	27,105
その他	315	自己株式	△657
貸倒引当金	△688	その他の包括利益累計額	△102
		その他有価証券評価差額金	352
		退職給付に係る調整累計額	△455
		純資産合計	27,799
資産合計	46,674	負債純資産合計	46,674

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,352
売上原価		42,217
売上総利益		8,135
完成工事総利益		4,016
販売費及び一般管理費		4,118
営業利益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
投資有価証券売却益	2	
特許権使用料	36	
受取損害賠償金	10	
受取保険料	10	
スクラップ売却益	32	
その他の	32	149
営業外費用		
支払利息	10	
前受金保証料	25	
支払手数料	43	
その他の	7	86
経常利益		4,181
特別利益		
工場再編損失引当金戻入益	116	
固定資産売却益	4	121
税金等調整前当期純利益		4,302
法人税、住民税及び事業税	467	
法人税等調整額	608	1,076
当期純利益		3,226
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,226

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	453	24,596	△657	25,393
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△717		△717
親会社株主に帰属する当期純利益			3,226		3,226
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,508	△0	2,508
当 期 末 残 高	1,000	453	27,105	△657	27,901

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	312	△457	△145	25,248
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△717
親会社株主に帰属する当期純利益				3,226
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	2	42	42
当 期 変 動 額 合 計	40	2	42	2,550
当 期 末 残 高	352	△455	△102	27,799

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	1,845	流動負債	2,573
現金及び預金	952	短期借入金	1,300
前渡金	116	1年内償還予定の社債	50
前払費用	18	1年内返済予定の長期借入金	310
1年内回収予定の長期貸付金	285	未払金	132
未収入金	317	未払法人税等	7
未収還付法人税等	155	工場再編損失引当金	42
		前受金	717
		その他	12
固定資産	7,708	固定負債	1,921
有形固定資産	1,217	長期借入金	1,921
建物	0	負債合計	4,495
構築物	0		
機械及び装置	0	〔純資産の部〕	
車両運搬具	0	株主資本	5,058
工具、器具及び備品	20	資本金	1,000
土地	1,179	資本剰余金	453
建設仮勘定	16	資本準備金	453
無形固定資産	153	利益剰余金	4,262
ソフトウェア	153	その他利益剰余金	4,262
投資その他の資産	6,336	繰越利益剰余金	4,262
投資有価証券	92	自己株式	△657
関係会社株式	4,917	評価・換算差額等	-
長期貸付金	1,131	純資産合計	5,058
繰延税金資産	195		
資産合計	9,553	負債純資産合計	9,553

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,097
営 業 費 用		309
営 業 利 益		787
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2	
受 取 保 険 料	10	
特 許 権 使 用 料	30	
雑 収 入	9	71
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
支 払 手 数 料	43	
雑 支 出	0	93
経 常 利 益		766
特 別 利 益		
工場再編損失引当金戻入益	116	
固 定 資 産 売 却 益	3	119
税 引 前 当 期 純 利 益		886
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△37	
法 人 税 等 調 整 額	46	9
当 期 純 利 益		877

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,000	453	453	4,102	4,102
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△717	△717
当 期 純 利 益				877	877
自 己 株 式 の 取 得 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	159	159
当 期 末 残 高	1,000	453	453	4,262	4,262

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本 合計	その他有価証券評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△657	4,899	1	1	4,900
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△717			△717
当 期 純 利 益		877			877
自 己 株 式 の 取 得 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△0	△0			△0
			△1	△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	△0	159	△1	△1	157
当 期 末 残 高	△657	5,058	－	－	5,058

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

○ S J B ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 大 介 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ S J B ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ S J B ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

○ S J B ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀 彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖 仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ S J B ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、前期に判明いたしました連結子会社オリエンタル白石社の従業員による不正行為についての再発防止策の実効性を確認すべく、その検証を監査室や会計監査人に委ねるだけでなく、今期は監査役による業務監査をさらに拡大し、取組状況並びに社内外への浸透状況を確認してまいりました。監査役会として今後とも当該施策の継続的な運用及びその実効性について引続き監視及び検証を実施いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

OSJBホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	久 米 清 忠	Ⓔ
監査役	平 井 利 明	Ⓔ
監査役	桃 崎 有 治	Ⓔ
監査役	小 林 弘 幸	Ⓔ

(注) 監査役平井利明、監査役桃崎有治及び監査役小林弘幸は社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター 5階
豊洲文化センター シビックセンターホール



- ・東京メトロ有楽町線 豊洲駅下車 7番出口より徒歩1分
- ・新交通ゆりかもめ 豊洲駅下車 改札フロア直結

※駐車場・駐輪場の用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。